

内閣府

○総務省令第一号

文部科学省

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 石田 真敏

文部科学大臣 柴山 昌彦

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次 〔第一章〕第五章 略 第六章 雑則（第六百六十四条の十一―第九十条） 附則 （支払未済の給付）</p> <p>第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。）を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第七十条第七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百一十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第二百四十五条まで、第二百四十七条から第二百五十三条まで、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十九条第一項及び第三項、第二百六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕略 〔二〕請求者の個人番号 〔二〕五 略</p> <p>2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>〔一〕五 略 〔三〕略 （令第二十三条の三第二項の規定を受けるための申請等） 第二百四十二条の二 令第二十三条の三第二項の規定を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>〔2〕略 （食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第二百六条の五 〔略〕</p> <p>〔2〕略 3 前項の請求書には当該支払った食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。</p>	<p>目次 〔第一章〕第五章 同上 第六章 雑則（第六百六十四条の十一―第八十九条） 附則 （支払未済の給付）</p> <p>第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百一十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第二百四十五条まで、第二百四十七条から第二百五十三条まで、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十九条第一項及び第三項、第二百六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕同上 〔新設〕 〔二〕五 同上</p> <p>2 前項の請求書を提出する場合には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>〔一〕五 同上 〔三〕同上 （令第二十三条の三第二項の規定を受けるための申請等） 第二百四十二条の二 令第二十三条の三第二項の規定を受けようとする組合員は、別紙様式第二十一号の二による基準収入額適用申請書にその事実を証明する証拠書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証拠書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該証拠書類の添付を省略することができる。</p> <p>〔2〕同上 （食事療養標準負担額の減額に関する特例） 第二百六条の五 〔同上〕</p> <p>〔2〕同上 3 前項の請求書には当該支払った食事療養標準負担額及び食事療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、</p>

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第百十條の四 [略]

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

[一・二 略]

[3 略]

(特定疾病給付対象療養に係る組合の認定)

第百十條の四の二 [略]

2 認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)が令第二十三條の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。

[3~7 略]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第百十條の六 [略]

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三條の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。

[3~7 略]

(高額介護合算療養費の決定の請求等)

第百十條の七 [略]

2 前項の申請書には、令第二十三條の三の六第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書(同項第三号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ添付しなければならない。ただし、記載すべき額が零である証明書は、前項の申請書にその旨を記載して、添付を省略することができる。

3 申請者が、令第二十三條の三の七第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。

[4~6 略]

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

この限りでない。

(月間の高額療養費の決定の請求等)

第百十條の四 [同上]

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

[一・二 同上]

[3 同上]

(特定疾病給付対象療養に係る組合の認定)

第百十條の四の二 [同上]

2 認定を受けようとする者(その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員)が令第二十三條の三の四第一項第五号又は第三項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、前項の申出の際に、その旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

[3~7 同上]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第百十條の六 [同上]

2 前項の書類には、認定を受けようとする者が令第二十三條の三の四第一項第五号、第三項第五号若しくは第六号、第四項第五号若しくは第六号若しくは第五項第二号のいずれかに掲げる区分に該当することを証明する書類又は同条第二項第五号に掲げる区分に該当することを証明する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

[3~7 同上]

(高額介護合算療養費の決定の請求等)

第百十條の七 [同上]

2 前項の申請書には、令第二十三條の三の六第一項第二号から第七号までに掲げる額に関する証明書(同項第三号に掲げる額に関する証明書について、組合が不要と認める場合における当該証明書を除く。)をそれぞれ添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、当該証明書の添付を省略することができる。

3 申請者が、令第二十三條の三の七第一項第五号又は第二項第五号若しくは第六号のいずれかに該当するときは、当該申請者は、第一項の申請書にその旨を証する書類を添付しなければならない。ただし、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報提供を受けることができるときは、この限りでない。

[4~6 同上]

(高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等)

<p>第百十條の八 「略」</p> <p>2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書に申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合又は第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>〔一〕六 略</p> <p>〔3・4 略〕</p> <p>5 第一項の申請書は、同項第三号に掲げる医療保険者を經由して提出することができる。</p> <p>(傷病手当金)</p> <p>第百十三條 法第六十八條の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一〕十二 略</p> <p>〔2 略〕</p> <p>(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等)</p> <p>第百三十一條 法第七十九條第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 子の氏名、生年月日及び個人番号</p> <p>〔六 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(組合が特定個人情報の提供を受けることのできる際の添付書類の特例)</p> <p>第百九十條 第四章の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報(番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付)</p> <p>第二十五條 改正前地共済法第四十七條第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 略〕</p> <p>一の二 請求者の個人番号</p> <p>〔二〕七 略</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(改正前地共済法による年金である給付の届出等)</p> <p>第二十七條 「略」</p>	<p>第百十條の八 「同上」</p> <p>2 組合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を記載した証明書に申請者に交付しなければならない。ただし、前条第二項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。</p> <p>〔一〕六 同上</p> <p>〔3・4 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(傷病手当金)</p> <p>第百十三條 法第六十八條の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、第六号に掲げる事実を証明する書類については、組合が番号利用法第二十二條第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることのできるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>〔一〕十二 同上</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>(三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等)</p> <p>第百三十一條 法第七十九條第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 子の氏名及び生年月日</p> <p>〔六 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>附 則</p> <p>(改正前地共済法による職域加算額に係る支払未済の給付)</p> <p>第二十五條 改正前地共済法第四十七條第一項の規定により改正前地共済法による職域加算額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔二〕七 同上</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(改正前地共済法による年金である給付の届出等)</p> <p>第二十七條 「同上」</p>
--	--

<p>改正前施行規程第二百二十条第一項第一号</p>	<p>一 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号</p>	<p>一 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十一条の二第一項第四号</p>	<p>障害共済年金、国家公務員共済組合法による障害共済年金、私立学校教職員共済法による障害共済年金、移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金、特例障害農林年金、厚生年金保険法による障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金</p>	<p>厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）</p>	<p>改正前施行規程第二百二十一条の二第一項第五号</p>	<p>五 加給年金額対象者となるべき者があるときは、その者の氏名、生年月日及び請求者の続柄</p>	<p>五 加給年金額対象者となるべき者があるときは、その者の氏名、生年月日及び請求者の続柄</p> <p>五の二 加給年金額対象者（第七号に規定する配偶者を除く。）の個人番号</p>
<p>改正前施行規程第二百二十条第一号</p>	<p>一 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号</p>	<p>一 請求者の氏名、生年月日及び住所</p> <p>二 個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は基礎年金番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十一条の二第一項第四号</p>	<p>障害共済年金、国家公務員共済組合法による障害共済年金、私立学校教職員共済法による障害共済年金、移行農林共済年金（平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）のうち障害共済年金、特例障害農林年金、厚生年金保険法による障害厚生年金又は国民年金法による障害基礎年金</p>	<p>厚生年金保険法施行令第三条の七に規定する年金である給付（障害を給付事由とする年金である給付に限る。）</p>	<p>改正前施行規程第二百二十一条の二第一項第五号</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

<p>条の二第一項第七号</p>	<p>退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付</p>	<p>七に規定する年金である給付</p>	<p>改正前施行規程第二百二十五条 第一号</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十五条 第三号</p>	<p>及び受給権者との続柄</p>	<p>、個人番号及び受給権者との続柄</p>	<p>改正前施行規程第二百二十七条 第三号</p>	<p>及び生年月日</p>	<p>、生年月日及び個人番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十七条 の二第一項第一号</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号</p>
<p>条の二第一項第七号</p>	<p>退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五条の六に規定する年金である給付</p>	<p>七に規定する年金である給付</p>	<p>改正前施行規程第二百二十五条 第一号</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十七条 第一号及び第二百二十七条 の二第一項第一号</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十七条 の二第一項第一号</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日</p>	<p>一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号</p>	<p>改正前施行規程第二百二十七条 の二第一項第三号</p>	<p>三 加給年金額対象者となるべき者の氏名、生年月日及び受給権者との続柄</p>	<p>三 加給年金額対象者となるべき者の氏名、生年月日及び受給権者との続柄 三の二 加給年金額対象者（第五号に規定する配偶者を除</p>

改正前施行規程第百四十五條 第一項第四号	及び組合員であつた者との続柄	改正前施行規程第百四十四條 第三項第三号	改正前施行規程第百四十四條 第三項第一号	[略]	改正前施行規程第百二十八條 の二第一項第三号	改正前施行規程第百二十八條 の二第一項第一号	[略]	改正前施行規程第百四十五條 第一項第二号	二 受給権者の氏名及び生年月日	及び受給権者との続柄	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 受給権者の氏名及び生年月日	[略]	雇用保険被保険者番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	[略]	改正前施行規程第百四十五條 第一項第四号	及び組合員であつた者との続柄	、個人番号及び受給権者との続柄	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	[略]	雇用保険法施行規則第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者（組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により雇用保険被保険者番号（直近に公布された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号をいう。以下同じ。）の提供を受けることができない者を除く。）にあつては、雇用保険被保険者番号	一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	く。）の個人番号
改正前施行規程第百四十五條 第一項第二号	改正前施行規程第百四十五條 第一項第二号及び第三項 第二号	改正前施行規程第百四十四條 第三項第一号	改正前施行規程第百四十四條 第三項第一号	[同上]	改正前施行規程第百二十八條 の二第一項第一号	改正前施行規程第百二十八條 の二第一項第一号	[同上]	改正前施行規程第百四十五條 第一項第二号	二 受給権者の氏名及び生年月日		一 受給権者の氏名及び生年月日	[同上]		一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	[同上]	改正前施行規程第百四十五條 第一項第二号	二 受給権者の氏名及び生年月日		一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	[同上]		一 受給権者の氏名及び生年月日 二 個人番号又は基礎年金番号	[同上]

改正前施行規程第四百七十五條第三項第二号	二 受給権者の氏名及び生年月日	二 受給権者の氏名及び生年月日 二の二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第四百七十七條第一項第一号	一 受給権者の氏名、生年月日及び住所	一 受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第四百七十七條第一項第八号	及び生年月日並びにその者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）	その者が引き続き受給権者によつて生計を維持している旨（その者が加給年金額対象配偶者であるときは、その者の氏名、生年月日及び個人番号並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨）
改正前施行規程第四百七十七條の三第一項第五号	法第八十一條第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五條の六に規定する年金である給付	厚生年金保険法施行令第三條の七に規定する年金である給付

（支払未済の給付）

第二十八條 改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその

改正前施行規程第四百七十七條第一項第一号	一 受給権者の氏名、生年月日及び住所	一 受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二 個人番号又は基礎年金番号
改正前施行規程第四百七十七條の三第一項第五号	法第八十一條第七項に規定する退職共済年金若しくは障害共済年金又は令第二十五條の六に規定する年金である給付	並びに当該年金の年金証書の記号及び番号（当該年金についてその決定を請求している場合には、当該年金の名称、その請求先及び請求した日）並びに配偶者の個人番号又は基礎年金番号

（支払未済の給付）

第二十八條 改正前地共済法（平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項の規定によりなおその

効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

- 〔一〕 略
- 一の二 請求者の個人番号
- 〔二〕七 略
- 〔2・3 略〕

（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）

第三十九条 附則第十三条から第二十五条まで及び附則第二十八条の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

第三十九条の二 附則第二十七条の規定により読み替えられたなおその効力を有する改正前施行規程第四章第三節（第百二十一條、第百二十一條の三から第百二十三條まで、第百二十八條、第百二十八條の四から第百二十九條まで、第百三十二條、第百三十三條、第百三十四條第一項及び第二項、第百三十七條、第百三十九條、第百四十三條、第百四十九條、第百五十五條第二項、第百六十條の二から第百六十條の四まで並びに第百六十二條の二から第百六十二條の十一までを除く。）の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

別表第1号表
第1号表の1

短期 経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

〔表 略〕

借	大項目	中項目	小項目	貸	大項目	中項目	小項目
	経常費用	〔略〕	〔略〕		経常収益	〔略〕	〔略〕
		附加給付	〔略〕				
			結婚手当金				

効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法をいい、平成二十七年経過措置政令第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）第四十七条第一項の規定により年金である給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

- 〔一〕 同上
- 〔新設〕
- 〔二〕七 同上
- 〔2・3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

別表第1号表
第1号表の1

短期 経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

〔表 同上〕

借	大項目	中項目	小項目	貸	大項目	中項目	小項目
	経常費用	〔同上〕	〔同上〕		経常収益	〔同上〕	〔同上〕
		附加給付	〔同上〕				
			結婚手当金				

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		
	[略]	
	[略]	
	[同上]	老人保健拠出金
	[同上]	医療費拠出金 事務費拠出金

附 則

この命令は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一百十条の八及び別表第1号表の1の改正規定 平成三十一年四月一日

二 目次、第二百二条第二項、第四百四条の二、第百六条の五、第百十条の四、第百十条の四の二、第一百十条の六、第一百十条の七、第百十三条、第百九十条、附則第二十七条、附則第三十九条及び附則第三十九条の二の改正規定（附則第二十七条の改正規定にあつては、同条の表改正前施行規程第二百二条第一項第一号に係る部分及び改正前施行規程第二百二十八条の二第一項第一号の項の次に改正前施行規程第二百二十八条の二第一項第三号の項を加える部分に限る。） 平成

三十一年七月一日